

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について
(概要)

経済産業省貿易管理課
令和7年1月

ウクライナをめぐる国際情勢を踏まえ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）の一部を改正する政令等が1月16日に公布されたことに伴って、以下の関連する通達を改正し、1月23日から施行します。

改正通達の内容

- (1) 輸出貿易管理令の運用について【一部改正】
 - ① 輸出令別表第2、第2の2及び第2の3の解釈にかかる各表を、付表として番号を付した上で掲載場所を移動し集約。(付表1～5)
 - ② 輸出令別表第2の3第1号の2で規定する化学品について、政省令の改正に伴い品目の解釈を追加。(付表2)

- (2) ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について【一部改正】
 - ① 「3 輸出の承認(別表)」及び「様式3 誓約書(別紙)」に記載していた国名を、外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等(以下「役務取引等告示」という)の別表第3から引用する様式に変更。

- (3) 化学物質の輸出承認について【一部改正】
 - ① 上記(1)①の表の移動に伴う形式的修正。

- (4) 外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について【一部改正】
 - ① 「別表2」及び「様式2 誓約書(別紙)」に記載している国名を役務取引等告示の別表第3から引用する様式に変更。
 - ② 「別表1」から、役務取引等告示の改正により、同告示において規定することとなったものを削除。
 - ③ 「別表1」に役務取引等告示中の文言について、解釈の追加等。